

令和3年度から高校生等医療費助成事業が始まります

予算額 3623万5千円

全ての子どもが健やかに成長することができるよう、子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ることを目的に、子どもの医療費助成制度の対象年齢上限を15歳から18歳まで引き上げ、令和3年4月から新たに「高校生等医療費助成事業」を開始します。

■高校生等医療費助成事業の内容について

利用者にとってわかりやすいよう、現行の乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と同水準の助成内容とし、所得制限は設けません。

項目	内容
新たに対象となる子ども	●市内に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）で国内の健康保険に加入している者 ※ただし、生活保護法による保護を受けている子ども、児童福祉施設等に入所している子ども及び児童福祉法に規定する里親に委託されている子どもは対象外
対象者	●原則、市内に住民登録がある対象の子どもを養育している者
所得制限	●所得制限なし
助成範囲	●各種健康保険適用の自己負担分
助成対象外	●健康保険が適用されない診療や入院時の食事療養費などは対象外
助成方法	●現物給付 市内の医療機関での受診については、窓口で医療証を健康保険証とともに提示することにより、健康保険適用の窓口負担額の支払いを不要とする ●償還払い 窓口で支払った自己負担分を後日市に申請して給付を受ける ・市外の医療機関等での受診 ・都外の国民健康保険加入の方の受診 ・医療証を取り扱わない市内医療機関等での受診 ・その他、保険診療の3割を自己負担された場合

■高校生等医療費助成事業の実施時期について

助成内容は段階的に拡充していきます。

医療証交付

実施時期		令和3年度	令和4年度
助成内容	入院	令和3年4月診療分～	→
	通院等		令和4年4月診療分～

※柔道整復等に係る受領委任払いについては、令和4年度以降契約準備が整い次第順次拡大予定。

※各年度の事業実施にあたっては予算の議決を条件とします。

■問い合わせ 子ども家庭支援センター 電話0422-60-1963